

山形県弁護士会示談あっせんセンター  
弁護士による豪雨災害関連のトラブル解決のお手伝い

# 災害 ADR

Alternative Dispute Resolution (裁判外紛争解決手続)

～豪雨災害で発生したさまざまなトラブルの早期・円満な解決をめざします～

令和6年7月の豪雨によって、建物や土砂が流出したり、仕事に支障が出たりしたため、復旧・修繕、賃貸借、解雇や休業などでご近所や契約先・仕事先などとの間でトラブルが起こっていませんか？

弁護士会の調停（災害ADR）は、民事上のもめごとについて、中立の弁護士が示談あっせん員として当事者双方のご意見をよく聞いて、話し合いでもめごとの円満な解決をめざすものです。

災害ADRは裁判よりもスピードが速く、柔軟性のある解決ができます。  
東日本大震災、熊本地震や能登半島地震の際にも、数多く利用されました。

## どんなときに使えるの？

令和6年7月豪雨災害を原因として発生したあらゆる種類のトラブルの解決にお使いになれます。

## 費用はどのくらいかかるの？

申立手数料、応諾手数料の費用負担は不要です。  
解決した場合には成立手数料が発生します。詳しくは裏面をご覧ください。

## 時間はどのくらいかかるの？

申立→審理開始→審理期日→双方が納得できる解決  
3ヶ月程度の早期解決をめざします。

## 山形県弁護士会 示談あっせんセンター

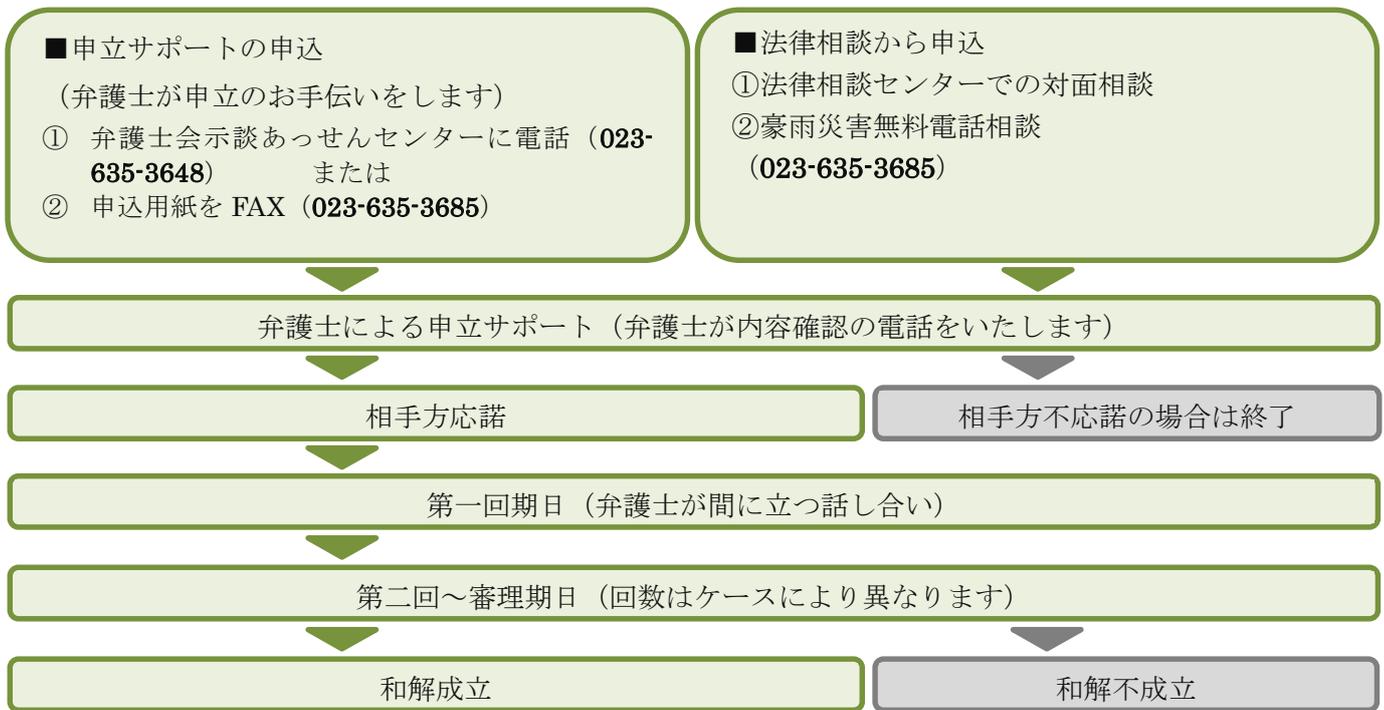
住所 〒990-0042 山形市七日町2丁目7-10 NANA BEANS 8階

電話 023-635-3648

FAX 023-635-3685

# 災害ADRの流れ

(R6.10 作成)



## 災害ADRの費用

- 申立人の申立手数料・・・無料 (一般のADRでは2万円)
- 相手方の応諾手数料・・・無料 (一般のADRでは1万円)
- 成立手数料・・・原則として、下表のとおり解決額に応じて算出された金額を申立人と相手方で折半して負担していただきます (一般のADRの半額)。和解が成立しないときは発生しません。

解決額	割合
100万円以下の場合	4%
100万円を超え200万円以下の場合	2.5% + 1万5000円
200万円を超え500万円以下の場合	1.5% + 3万5000円
500万円を超え5000万円以下の場合	1% + 6万円

※申込を希望する場合は下記申込用紙へ記入し、切り取らずにFAX送信あるいは郵送してください。

山形県弁護士会 示談あっせんセンター 御中 (FAX: 023-635-3685)

★災害ADR申込用紙 (申込人の連絡先は、平日・日中に連絡可能な電話番号をご記入ください。)

申立人	氏名 (会社名及び代表者名)	ふりがな		
	住所	〒		
	連絡先	電話番号	携帯	
相手方	氏名 (会社名及び代表者名)	ふりがな		
	住所	〒		
	連絡先	電話番号	携帯	
紛争 類型	<input type="checkbox"/> 雇用関係 <input type="checkbox"/> 借地借家 <input type="checkbox"/> 近隣問題 <input type="checkbox"/> 建物やマンションの修繕 <input type="checkbox"/> 損害賠償 <input type="checkbox"/> その他			

〈示談あっせんセンター記入欄〉

受付番号	受付日時	年	月	日	時	分	受付担当者
------	------	---	---	---	---	---	-------